

建築物等の解体等工事に係る事前調査(石綿含有調査)結果の都道府県知事への報告について

(大気汚染防止法改正(令和4年4月1日施行))

静岡県くらし・環境部環境局 生活環境課

1

説明内容

- 1 石綿(アスベスト)とは
- 2 大気汚染防止法の改正概要
- 3 事前調査の概要
 - ・事前調査の方法・発注者への説明
 - ・事前調査の記録の作成・保存
 - ・事前調査結果の掲示
 - ・事前調査の都道府県知事等への報告
- 4 事前調査結果報告システムについて

2

石綿(アスベスト)とは

- ・ 石綿は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』、『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ・ 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材等)として、昭和30年頃から使用が一般化し、ビル、工場等から一般住宅まで、様々な建築物に広く使用されてきた。
- ・ 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



出典: せきめん読本(平成8年日本石綿協会)

※この3種類の他に、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

3

石綿(アスベスト)含有建材

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物の柱等の耐火被覆用の吹付け材 ボイラ室等の天井壁等の吸音等の吹付け材  <p>鉄骨耐火被覆材</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配管等の保温材、建築物の柱等の耐火被覆材として張付け 煙突用等の断熱材  <p>配管エルボ部分の保温材</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の天井等に石綿含有成形板を張付け 屋根材として石綿スレート  <p>石綿含有スレート波板</p>

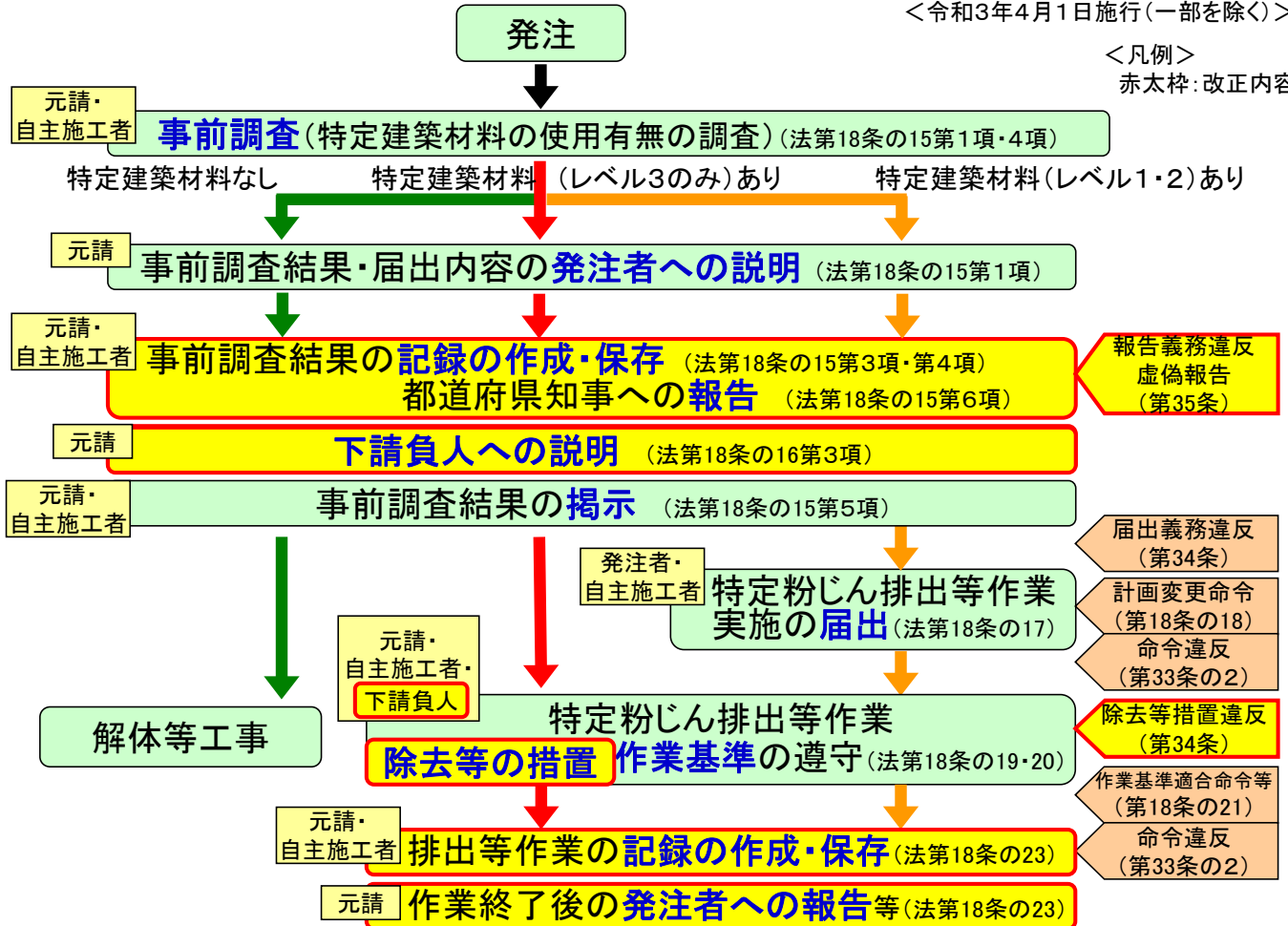
<出典: 建設労働災害防止協会資料を一部修正、国土交通省 目で見えるアスベスト建材(第2版)>

4

解体等工事に係る大気汚染防止法の規制

<令和3年4月1日施行(一部を除く)>

<凡例>
赤太枠: 改正内容



5

事前調査の方法・発注者への説明

解体等工事に係る調査及び説明(法第18条の15第1項)

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。
※レベル1・2建材に係る工事

□ 事前調査の方法(新規則第16条の5)



※解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする。

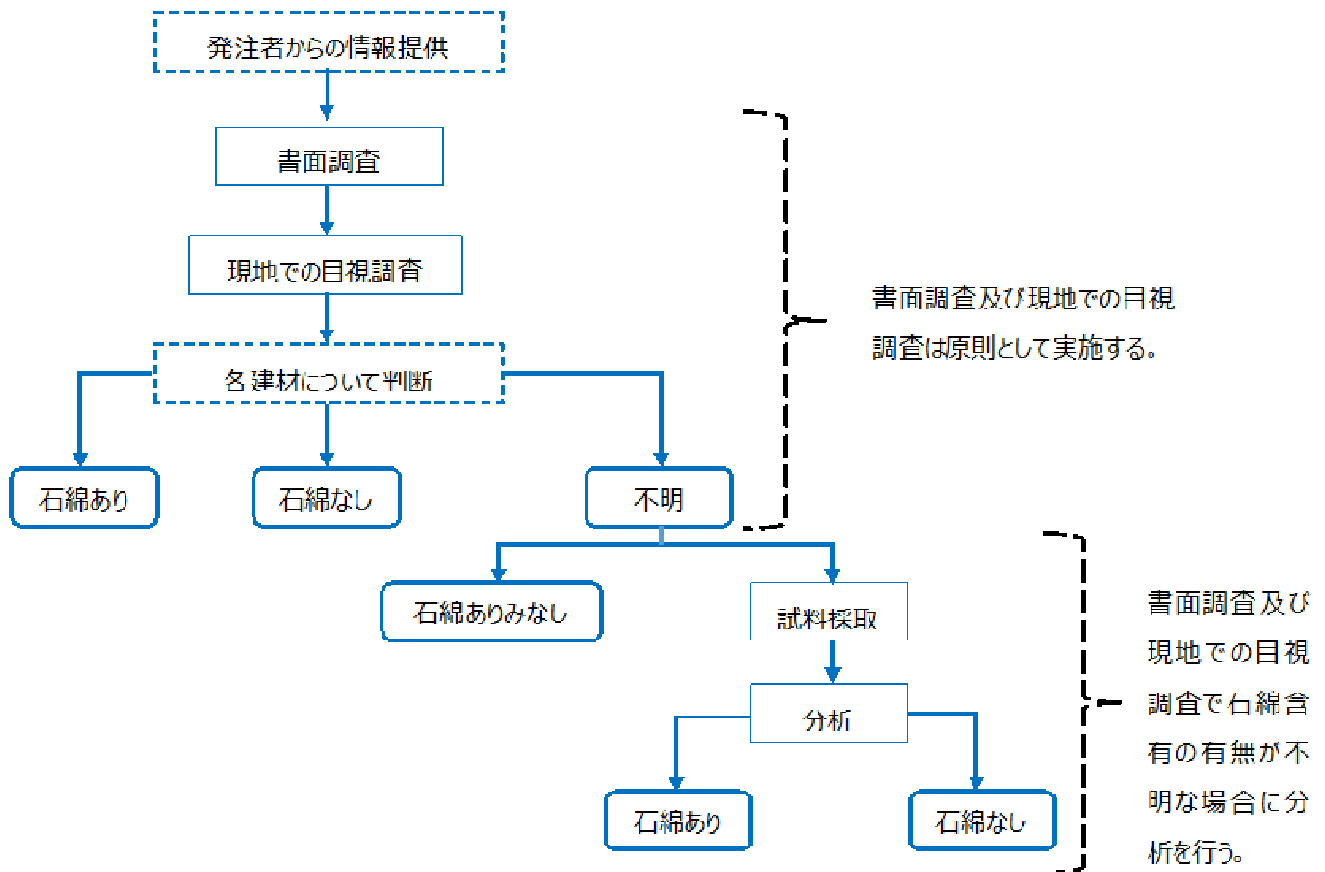
□ 事前調査を行う者※(一定の知見を有する者)(令和2年環境省告示第76号)

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

※令和5年10月1日から適用

6

事前調査の流れ



7

事前調査の記録の作成・保存

事前調査に関する記録の作成及び保存（新法第18条の15第3項・第4項）

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。



【元請業者】

□ 事前調査の記録（新規則第16条の8）

- ・ 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
- ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存

□ 発注者への説明の書面の写し

- ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存

※記録の保存は電子でも可能

8

事前調査の記録の内容

大防法施行規則第16条の8

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
解体等工事の場所
解体等工事の名称及び概要
事前調査を終了した年月日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日(使用禁止が猶予されていたガスカート等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む)
解体等工事に係る建築物等の概要
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名(令和5年10月1日施行)
事前調査の方法
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

9

事前調査の発注者への説明・記録・保存資料の例

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

解体等工事に係る事前調査説明書面

年 月 日

別紙1

特定粉じん排出(石綿除去)等作業の概要

①発注者 住所
氏名(法人にあっては名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日 延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他()
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無 ⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑭設置予定年月日	年 月 日
⑮設置場所	別紙1のとおり
⑯大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からの書面の説明を受けました。
⑭発注者氏名(法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)
年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
⑮元請業者氏名(法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)
年 月 日

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 3の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) 4の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、事項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (m ²) 2 石綿を含有する保温材 (m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (m ²) 詳細は別紙1のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙1のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事に工程の概要	別紙1のとおり
⑧作業の場内	設置予定年月日 年 月 日 設置場所 別紙1のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当する場合に作成すること。
2 特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)工程を明示した特定工事(特定排出等工事)の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること(作業工程を示す日表、図面等)。

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

10

事前調査結果の掲示・現場への備え置き

事前調査結果の掲示等(新法第18条の15第5項)

○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

□ 事前調査結果等の掲示(新規則第16条の9、第16条の10)

・ 掲示の大きさ: 長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上

(A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)

・ 掲示内容: 解体等工事の元請業者の名称、調査方法、調査終了年月日、調査結果など

□ 作業方法等の掲示(作業基準)(新規則第16条の4第2号)

・ 掲示の大きさ: 長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上

(A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)

・ 掲示内容: 届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

□ 現場への備え置き: 具体的な方法等は指定しない。

解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等へ備え置くことだけでなく、工事の施工者、都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であれば差し支えない。



11

事前調査結果の掲示内容

大防法第18条の15第5項、大防法施行規則第16条の10

事前調査結果

解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

事前調査を終了した年月日

事前調査の方法

解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

12

事前調査結果等の揭示例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第0項の規定による事前調査結果の報告[※]、労働安全衛生法第68条第5項の労働安全衛生規則第90条第五号の二の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第18条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	発注者または自主施工者	氏名又は名称(法人)並びに代表者の氏名	
届出先及び届出年月日	東京都建設局 ○○市・区	令和○○年○○月○○日	○ ○ 不動産(株) 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者)かつ調査者:
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人)並びに代表者の氏名
調査方法の概要(調査箇所)		○ ○ 建設株式会社 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○	
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階~4階)</p> <p>※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象箇所)</p>		住所 東京都○○区○-○	
調査結果の概要(調査箇所)		現場責任者氏名 ○ ○ ○ ○	
<p>【石綿含有あり】</p> <p>1階 機械室 吹付け石綿・クラムタイル</p> <p>1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)</p> <p>エレベーターシャフト 吹付け石綿・クラムタイル</p> <p>【石綿含有なし】の数字は右欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1~4階 トイレ内FS 保温材^①</p> <p>1~4階 床:ビニル床タイル^②、天井:フレキシブルボード^③ その他の建材^④</p>		連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		○ ○ ○ ○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	調査を行った者(分等等の実施者)	
搬入・搬出設備	機械・型式・設置数	氏名又は名称及び住所	
排気能力(ml/min)	○ ○ ml/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	事前調査・試料採取を実施した者	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3µm	○ 特定建築物石綿含有建材調査者	
使用する資材及びその種類	遮断用資材:○ ○ ○ ○ ・圍工用資材:○ ○ ○ ○	○ ○ 環境(株) 氏名 ○ ○ ○ ○ 登録番号 ○ ○ ○ ○	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に遮蔽を合致する等により裏面を被覆する封じ込め工法 ^①	住所:東京都○○区○○-○○	
備考:その他の業務等の届出年月日	(例) 構築材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^②	分析を実施した者	
○ ○ 区建築物の解体等工事に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		○ ○ ○ 環境分析センター	
		氏名 ○ ○ ○ ○ 登録番号 ○ ○ ○ ○	
		住所:埼玉県○○市○○-○○	
		その他事項	
		調査結果の概要に示す石綿含有なしに記載された0の数値は、以下の判断根拠を表す	
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
		⑤材料の製造年月日	

13

引用:建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿漏えい防止対策徹底マニュアルp115~117

事前調査結果の都道府県知事等への報告 (令和4年4月1日施行)

事前調査結果の都道府県知事等への報告(新法第18条の15第6項)

○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

□ 報告の対象(新規則第16条の11第1項)



解体工事
床面積合計80㎡以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
材料費・消費税を含む。
※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物(令和2年環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

14

事前調査結果報告の内容

大防法施行規則(第16条の11第2項)

解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
事前調査を終了した年月日
設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
解体等工事の場所
解体等工事の名称及び概要
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
特定粉じん排出等作業の開始時期
建築材料を設置した年月日
解体等工事に係る建築物等の概要
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
解体等工事の実施の期間
建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要

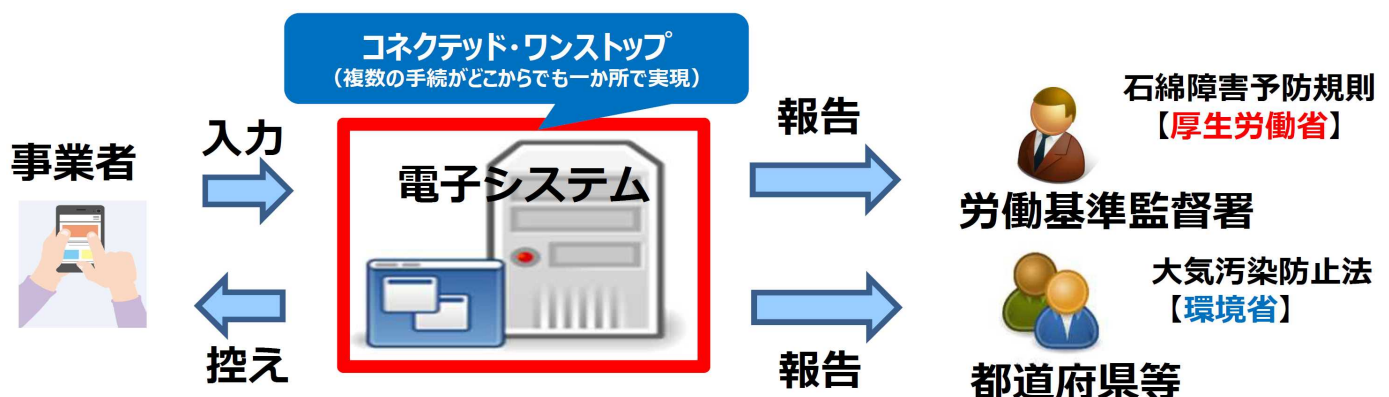
15

事前調査結果の報告の方法

□ 報告の方法(新規則第16条の11第4項)

- ・ 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と環境省が連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備
- ・ 原則として電子による報告*とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮

* やむを得ない場合は、書面による報告



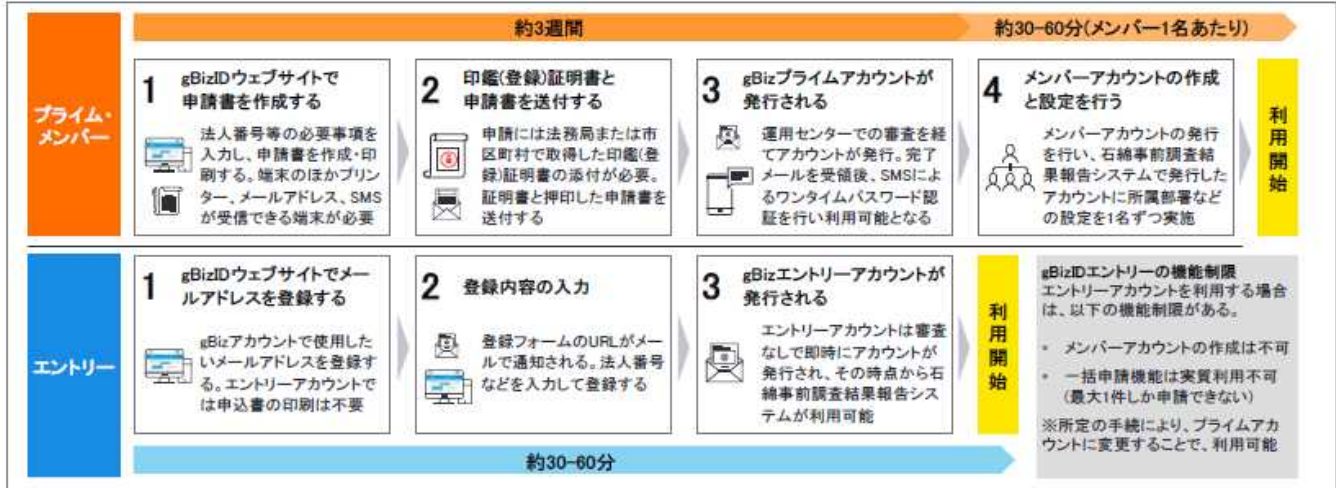
電子申請システムの利用方法

- ・事業者はパソコン、タブレットパソコン、スマートフォンでインターネットを経由して申請
- ・事業者はシステムを利用するためのID管理について、石綿事前調査結果報告システムを利用する事業者にGビズIDを取得し、それをログインIDとして活用する

1. GビズIDとは

GビズIDは、経済産業省が運営する複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム。事業者向けのアカウントは「gBizIDエントリー」「gBizIDプライム」があり、「エントリー」は審査なしで即時に発行され、「プライム」は印鑑(登録)証明書の提出、審査を経て発行される。また「gBizIDプライム」は「gBizIDメンバー(子ID)」の発行が可能。石綿事前調査結果報告システムは「エントリー」「プライム」「メンバー」のすべてのIDで利用可能であるが、支店や営業所別の権限管理、一括申請機能を利用する事業者には、「プライム」の取得を推奨。

2. 登録手順



GビズIDについて
URL : <http://gbiz-id.jp>

建築物等の解体・改修工事の 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！ 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

事業者のみなさまへ

- Point 1** 2022年春から制度が変わります
2022年4月1日以降に着手する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。
- Point 2** 報告はパソコン・スマートフォンで
報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>
- Point 3** 事前の準備が必要です
石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント(GビズID)」を取得していただく、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

端末	パソコン / スマートフォン(タブレット)
OS	Windows / Linux / iOS(iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari / Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

<p>gBizID プライム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規申請・下書き保存 ○一括申請 ○支店・支社等の管理 	OR	<p>gBizID エントリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規申請・下書き保存 ○一括申請 ○支店・支社等の管理
--	----	---

※支店・支社等がある大規模事業者報告数が多い事業者 / ※支店・支社等がない事業者個人事業主

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから
gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>

石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

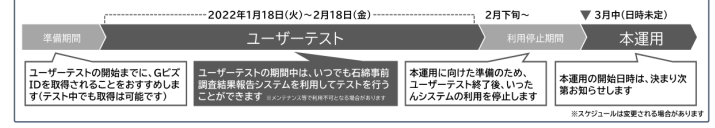
参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 <small>※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGビズIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。</small>
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで <small>※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合は石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。</small>
URL	https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載

厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト	https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/
環境省 環境省Webサイト	http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

ユーザーテストQ&A

- Q** 参加に必要なものは?
A GビズIDを事前に取得いただく必要があります。ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にGビズIDが必要となります。今回取得したGビズIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。
- Q** どの機能が使えるの?
A すべての機能が使えます。ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。
- Q** 実際のデータを使うの?
A 申請データは架空のもので構いません。実際のデータを入力していただく必要はありません。ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。
- Q** データはどうなるの?
A 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります。ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。
- Q** 動作不良がありました。どうすればよいですか?
A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクにお問い合わせをお願いします。問い合わせ対応にしましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するのではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代わらせていただく場合があります。ご理解をお願いします。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)



御静聴ありがとうございました。

GビズIDについて

URL : <http://gbiz-id.gp.jp>

環境省ホームページ：「（石綿）事前調査結果の報告について」

URL : http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課ホームページ「アスベスト（石綿）」

URL : <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/taiki/asbestos/asbestos.html>